

文書番号

8-2

VER. 12

## 環境関連事故及び緊急事態への対応要領

	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	改訂 履 歴	平成10年8月31日	制定	平成19年4月1日
平成10年10月15日		全部改訂	平成27年4月1日	一部改訂
平成11年2月1日		一部改訂	平成28年4月1日	一部改訂
平成13年2月1日		一部改訂	平成29年4月1日	一部改訂
平成14年10月1日		一部改訂	平成31年4月1日	一部改訂
平成17年10月1日		一部改訂	令和3年4月1日	一部変更
規 程 内 容		第1条 趣旨		
	第2条 緊急事態発生の可能性の評価			
	第3条 緊急事態対応計画書の策定			
	第4条 緊急事態に対する処置			
	第5条 環境影響の予防・緩和の措置			
	第6条 定期的な施行			
	第7条 計画の見直し			
	付 則			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-2	ページ 1/3
<b>環境関連事故及び緊急事態への対応要領</b>			
(趣旨)			
第1条 環境マネジメントシステムの実施に当たり、環境関連事故及び緊急事態(以下合わせて「緊急事態」という。)の発生に対応するための手順等について定める。			
(緊急事態発生の可能性の評価)			
第2条 緊急事態が発生する潜在的な可能性の評価については、環境影響評価要領による。			
(緊急事態対応計画書の策定)			
第3条 環境影響評価により、環境負荷項目(環境に負荷を与えている項目)のうち緊急時に環境影響があると評価された環境側面を所管する実行部門長は、次に掲げる事項を盛り込んだ計画書を作成する。			
(1) 有意な環境側面、可能性のある緊急事態の内容			
(2) 緊急事態に対応するための組織体制及び責任の所在			
(3) 緊急事態に対応するための主要要員のリスト			
(4) 応急措置を含む緊急事態の対策			
(5) 内部及び外部との情報伝達計画			
(6) 有害物質等を保管している場合には、当該物質に関する情報			
(7) 事後処理策			
(8) 緊急事態による環境影響を予防又は緩和するための施設の整備、資材の管理等及びその点検			
2 環境管理責任者は、前項の規定により計画書の提出があったときは、その内容を確認し、必要があると認めるときは、当該実行部門長に計画の修正を求めることができる。			
3 既に策定された次の施設別対応規定等が第1項の内容を網羅していれば、緊急事態対応計画に変えることができる。			
(1) 施設消防計画			
(2) 毒物及び劇物危害予防規定			
(3) 化学物質等管理標準手順書			
(4) PCB廃棄物保管・管理手順書			
(5) その他これらに類するもの			

**環境関連事故及び緊急事態への対応要領**

(緊急事態に対する処置)

第4条 実行部門長又は環境管理推進員は、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに状況を確認した上で応急措置を講じる。

2 緊急事態が発生した実行部門長は、前条第1項の規定に基づき作成した計画書に従い、速やかに対応措置を講ずるものとする。

3 緊急事態への対応をすべて終了したときは、当該実行部門長は、その概要を記録するとともに、環境管理責任者に報告することとし、様式第1により記録を作成し、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、環境管理事務局に提出する。

4 環境管理責任者は、前項の報告を受けたときは、その概要を環境管理総括者に報告する。環境管理事務局は様式第1の受領後、係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、環境管理責任者、環境管理副総括者、環境管理総括者の決裁を行う。

(環境影響の予防・緩和の措置)

第5条 実行部門長は、有意な環境側面を有する職場において、緊急事態による環境影響を予防又は緩和するための施設の整備、資材の管理等を行うとともに、これらを定期的に点検し、その結果を記録する。

(定期的な試行)

第6条 実行部門長は、第3条第1項の規定により作成した計画について、年1回以上試行し、その有効性を確認するとともに、維持しなければならない。

2 実行部門長は、前項の規定による試行の結果について様式第2により記録することとし、係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う。

3 前項に規定するもののほか、緊急事態に対するための教育・訓練は、環境教育・訓練実施要領に定めるところによる。

(計画の見直し)

第7条 実行部門長は、緊急事態が発生したとき、その他必要が生じたとき、第3条第1項の規定により提出された計画を見直し、改訂を指示する。

**環境関連事故及び緊急事態への対応要領**

- 付 則 この要領は、平成 10 年 8 月 31 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1

緊急事態対応記録

起案年月日      年      月      日  
 決定年月日      年      月      日  
 提出年月日      年      月      日

(8-2)第4条第3項関係

部	課	係	担	当	
---	---	---	---	---	--

施設・事業名 (環境側面)			
緊急事態の概要 (原因、 被害状況等)			
	発生年月日	.	.
対応措置 (時刻) (対応者) ①初期対応 ②応急処置を含む作業状況 ③情報伝達状況 ④有害物質等の状況 ⑤事後処理策 ⑥予防措置の状況 ⑦その他			
対応計画書の見直し・改訂の必要性及び反省事項等			

※必要に応じて図面等を添付する。  
 ※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行ったうえ、本データを環境管理事務局に提出  
 ※環境管理事務局は、係長、環境管理副推進員、環境管理推進員、環境管理責任者、環境管理副総括者、環境管理副総括者の決裁を行う  
 ※記録は作成課・所・園及び環境管理事務局において3年間保存する

様式第2

緊急事態訓練記録

起案年月日 年 月 日  
 決定年月日 年 月 日  
 提出年月日 年 月 日

(8-2)第6条第2項関係

部	課	係	担	当	
---	---	---	---	---	--

施設・事業名 (環境側面)	
想定緊急事態の概要 (原因、被害状況等)	
訓練対象氏名 (参加者を マークする)	
訓練日	年 月 日( ) : ~ :
対応計画の見直し ・改訂の必要性 及び反省事項等 ①初期対応 ②応急処置を含む 作業状況 ③情報伝達状況 ④有害物質等の状況 ⑤事後処理策 ⑥予防措置の状況 ⑦その他	

※係長(指定管理施設は指定管理施設長及び係長)、環境管理副推進員、環境管理推進員、実行部門長の決裁を行う  
 ※記録は作成課・所・園において3年間保存する